

## 一般社団法人日本色彩学会 論文投稿規程

### (目的)

第1条 この規程は、論文誌（Color Science Research）に掲載する論文の投稿について規程する。

### (論文の内容)

第2条 論文の内容は、色彩に関する学術、技術、あるいは芸術の進歩・向上に寄与し、信頼性を有し、独創的で新規なまたは有用な研究結果を含むものとする。ただし、学術誌等に論文として投稿中ないし既掲載のものを除く。

### (論文の種類)

第3条 掲載される論文の種類は、次のいずれかとする。

- (1) 原著論文： 理論、調査、実験、開発、実践などに関する研究報告または論説。
- (2) 研究速報： 原著論文に準じ、小論文として研究成果を速報するもの。
- (3) 研究資料： 原著論文に準じ、資料としての信頼性と有用性を有するもの。

### (投稿資格と投稿条件)

第4条 論文の著者（共著者を含む）が本学会の会員か非会員かに関係なく、投稿資格を有する。ただし、著者全員から投稿への許諾を得ること、および著作権に関する誓約書を論文誌編集委員会へ提出することを投稿条件とする。

### (投稿方法)

第5条 投稿原稿は、別に定める「日本色彩学会 論文執筆要領」に従って作成し、論文誌編集委員会が委託する編集事務局へ送付する。

### (投稿後の取り扱い)

第6条

- (1) 受付： 投稿論文には、投稿受付日と受付番号が付記され、著者に通知される。
- (2) 査読： 投稿論文は、別に定める「日本色彩学会 査読規程」に従って査読される。
- (3) 審査： 論文誌編集委員会は、査読結果にもとづき、論文の「掲載可」、「論文修正後に再審査」、「掲載不可」の判定を行ない、その結果を著者に通知する。掲載可とされた論文には、掲載決定日が付記される。再審査後の判定では、「掲載可」と「掲載不可」だけでなく、改めて「論文修正後に再審査」を選定すること（複数回の再審査）も可能とする。
- (4) 審査への異議申立て： 審査の判定結果が「掲載不可」の場合、その判定に異議があるときは、書面をもって論文誌編集委員会へ再審査を請求することができる。
- (5) 校正： 論文の版組にあたり著者校正を行なうが、版組上の誤り以外の修正、加筆、削除などは、原則として行なってはならない。
- (6) 著者による取り下げ： 論文掲載前に限り、論文誌編集委員会へ申し出ることにより、著者は投稿論文を取り下げることができる。ただし論文掲載後は、「訂正記事」もしくは「掲載と公開の取り消し」のいずれかで対応しなければならない。
- (7) 掲載と公開： 論文は掲載決定日の順に掲載することを原則とする。ただし論文公開（早期公開を含む）の期日については、この限りではない。
- (8) 訂正記事： 論文掲載後（早期公開後を含む）に論文内容に関する誤りに気付いたときには、「訂正記

事（エラータ）」を投稿することができる。

(9) 掲載と公開の取り消し： 論文掲載後に重大な過誤、あるいは重大な不正（二重投稿、論文盗用、データ改ざん、著作権侵害、他）が確認された場合には、申告に基づき論文誌編集委員会が起案し、理事会の承認を経て、掲載を取り消す（論文を非公開とする）ことができる。

(10) 掲載と公開の取り消しへの異議申立て： 「掲載と公開の取り消し」に対し異議がある場合には、書面をもって理事会へ異議申立てをすることができる。

（著作権）

第7条 掲載された論文の著作権および編集著作権は、本学会に帰属するものとする。ただし著者（共著者を含む）自身が利用する場合には制約を受けない。

（非会員掲載料等）

第8条 論文の種類を問わず、筆頭著者（First Author）と責任著者（Corresponding Author）のどちらも非会員の場合には、掲載が決定した論文1報につき、非会員掲載料として15,000円を徴収する。

2 論文別刷は、希望者にのみ有償で頒布する。別刷料は別に定める「日本色彩学会 論文投稿の手引き」に従うものとする。なお別刷の受注は発行時にのみ受け付けるものとする。

（規程の改廃）

第9条 本規程の改廃は、論文誌編集委員会が起案し、理事会が行う。

付則

本規程は、2015（平成27）年4月1日から施行する。

論文誌を学会誌から分離したことに伴う改正 2023（令和5）年5月27日